

# フロン排出抑制法について

地球温暖化対策課

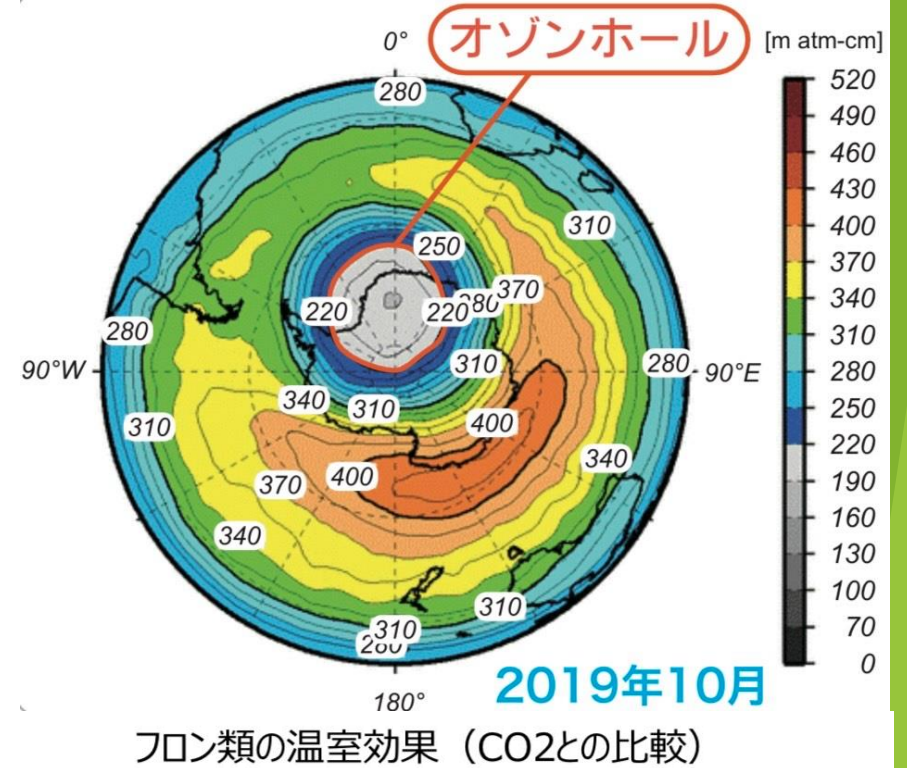
# フロン類とは

▶ フロン類とはフルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称（CFC, HCFC, HFCがフロン排出抑制法の対象となる）。化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく人体に毒性が小さいため、エアコンや冷蔵庫などの冷媒用途をはじめ様々な用途に使用されてきた。

- 特定フロンによるオゾン層の破壊、フロン類の温室効果（二酸化炭素の100～10,000倍以上）による地球温暖化といった地球環境への影響大
- **フロン類をみだりに放出せず、確実に回収**することが重要

上図：南極周辺の月平均オゾン量(2019年、データ提供：気象庁)  
環境省・経済産業省 フロン排出抑制法パンフレット  
(2021年7月版) より

下図：R4年環境省改正フロン法説明会資料より



約50t-CO<sub>2</sub>

エアコン1台分  
ビル用パッケージエアコン  
1台に含まれるフロンは約20kg

CO<sub>2</sub>換算で

レジ袋 約150万枚分

乗用車 日本40周分 の温室効果

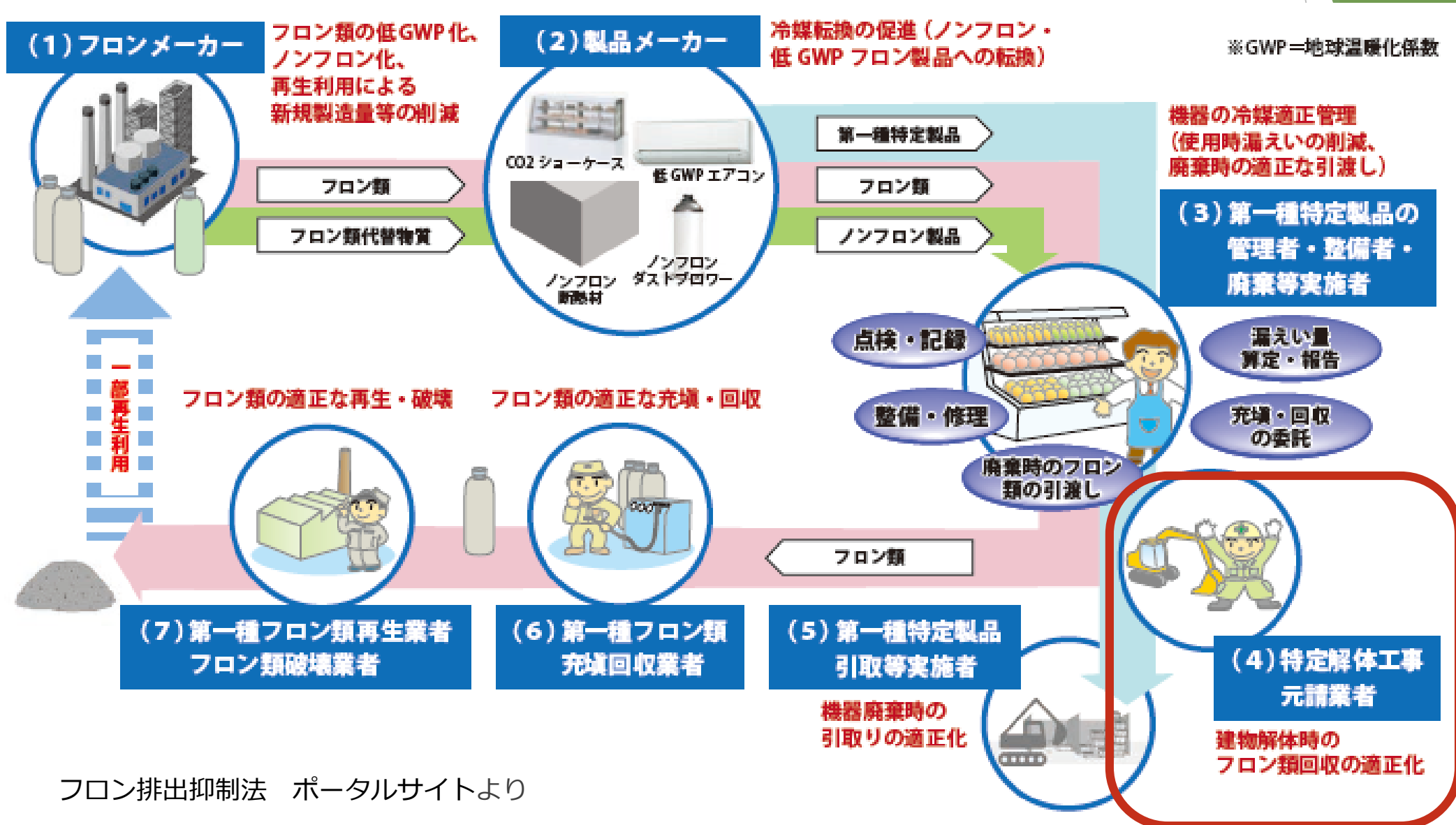
レジ袋の原料採掘・製造、輸送、廃棄処理に伴って排出されるCO<sub>2</sub>を1枚33gCO<sub>2</sub>として計算

ガソリンの排出係数2.3kgCO<sub>2</sub>/L、ガソリン乗用車の平均燃費22.4km/L、日本一周約12,000kmとして計算

# フロン排出抑制法とは

- ▶ 平成 13 年：特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）制定
- ▶ 平成 18 年改正：行程管理制度、解体業者の**事前確認義務**
- ▶ 平成 25 年改正：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
  - ・ 管理者による機器点検の義務化、第一種フロン類回収業者が充填回収業者に改められ、充填業についても登録が必要
- ▶ 令和元年改正：  
解体工事発注者の**フロン類を回収しないままの機器廃棄が直接罰の対象に**  
**事前確認時の書面（事前確認書）の保管義務**  
フロン類の回収が確認できない機器の引き取りの禁止

# フロン排出抑制法の全体の流れと関係者



# 第一種特定製品とは

- ▶ **第一種特定製品**：フロン排出抑制法の対象となる業務用冷凍空調機器  
業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの。

## 業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍  
冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機  
等

※以下の製品は第一種特定製品には含まれない。

## 第二種特定製品



## 家庭用製品



## 冷媒がフロン類でない製品





# 第一種特定製品の見分け方

- ▶ 室外機の銘板、シールを確認する  
H14年4月（フロン回収・破壊法施行）以降に  
販売された機器は表示義務あり  
それ以前に販売された機器も、業界の取組み等により  
表示あり
- ▶ 表示がない場合  
機器のメーカーや販売店に問い合わせ

**フロン排出抑制法 第一種特定製品**

- ・フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
- ・この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。
- ・フロン類の種類及び量は、下記に記載。

冷媒	HFC R134a 130g
製品質量	50kg
設置	屋内用



# 解体工事の際留意すべき点

- ▶ 建物の解体工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者から直接建物の解体工事を請け負う場合  
→ 第一種特定製品が設置されていないことが明らかかな場合を除き、  
**特定解体工事元請業者**となります。

- ▶ 特定解体工事元請業者の義務  
第一種特定製品の有無について**事前確認**を行い、  
特定解体工事発注者に対して**書面（事前確認書）を交付して**説明すること、また、**当該書面の写しを3年間保存すること**（法第42条）  
※書面は発注者・解体業者（元請）それぞれが保存する。

機器がなくても  
交付・保存すること！



# 解体現場に第一種特定製品があった場合

- ▶ 事前確認の結果フロン類が未回収の第一種特定製品が確認された場合

①発注者が第一種フロン類充填回収業者に回収を依頼、

→**引取証明書**の写しとともに引取等実施者（廃棄物・リサイクル業者）に当該機器を引き渡す

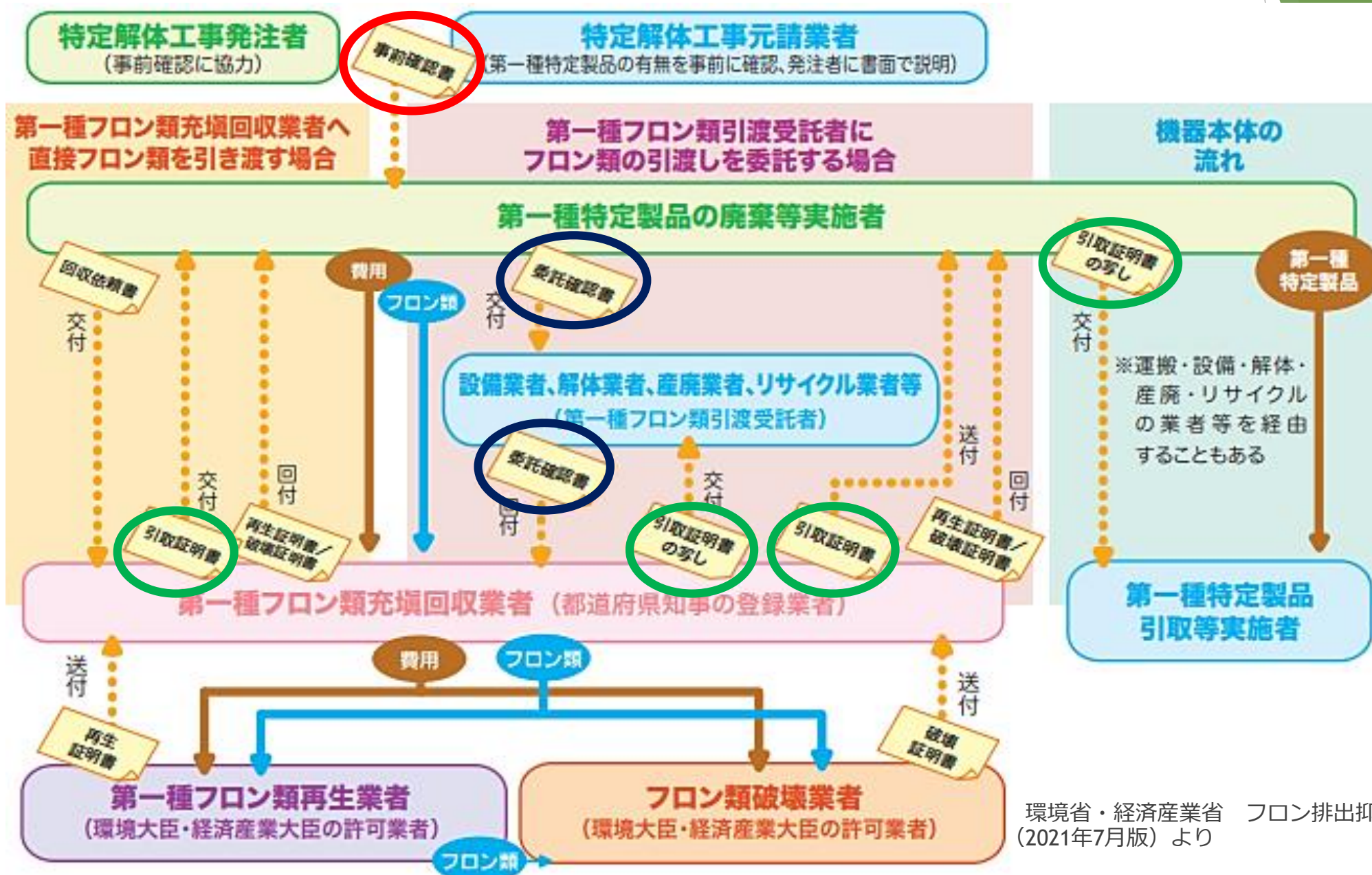
②発注者から**委託確認書**の交付を受け充填回収業者に回収を依頼

→**引取証明書**の写しとともに引取等実施者に当該機器を引き渡す

②の場合

- ▶ 委託確認書は充填回収業者に回付する他、その**写しを3年間保存**することが必要です。（法第43条）
- ▶ 第一種フロン類充填回収業者から**引取証明書**の写しの交付を受けたときは、引取等実施者に交付するとともに**3年間保存**することが必要です。（法第45条）

# 第一種特定製品廃棄時の流れ



# 改正フロン排出抑制法における摘発事例

(R4年環境省説明会資料より)

## 参考 改正フロン排出抑制法に係る摘発事案



- 八王子市解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、警視庁生活環境課は建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員の計3人と、法人としての両社をフロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月9日に東京地方検察庁立川支部へ書類送致
- 改正フロン排出抑制法施行後の事件化は全国初

### 違反内容

#### (1) 自動車販売会社

フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い

法第43条第2項違反（委託確認書不交付）

罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

#### (2) 建物解体業者

エアコンに充填されているフロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い

法第86条違反（みだり放出）

罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

出典：第11回 産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG・中央環境審議会フロン類等対策小委員会合同会議  
委員提出資料1（令和3年11月）

# おわりに

## ▶ 建設・解体工事現場における留意点

- ① 第一種特定製品が残っていないか**事前確認**を行い、  
発注者に書面を交付・説明し、機器の有無にかかわらず  
**書面の写しを3年間保存**
- ② 第一種特定製品が残っていた場合、フロン類充填回収業者が  
交付する**引取証明書**の写しとともに廃棄物・リサイクル業者に  
引き渡す
- ③ フロン類を回収しないまま行う機器の廃棄は処罰の対象



# お問い合わせ先

解体等工事を行う 現場市町	問い合わせ先	解体等工事を行う 現場市町	問い合わせ先
桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	桑名地域防災総合事務所 環境室環境課	伊賀市、名張市	伊賀地域防災総合事務所 環境室環境課
四日市市、菰野町、 朝日町、川越町	四日市地域防災総合事務所 環境室環境保全課・廃棄物対 策課	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、玉城町、 度会町、大紀町、 南伊勢町	南勢志摩地域活性化局 環境室環境課
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿地域防災総合事務所 環境室環境課	尾鷲市、紀北町	紀北地域活性化局 環境室環境課
津市	津地域防災総合事務所 環境室環境課	熊野市、御浜町、 紀宝町	紀南地域活性化局 環境室環境課
松阪市、多気町、 明和町、大台町	松阪地域防災総合事務所 環境室環境課		